

# 産業環境委員会議案説明資料

令和4年3月14日

件名	頁
1 第17号議案 足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(産業経済部)

# 第 17 号議案説明資料

令和 4 年 3 月 14 日

件 名	足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例の一部を改正する条例
所管部課	産業経済部 企業経営支援課
内 容	<p><b>1 改正の概要</b> 区の融資制度利用者が、短期間、区外に転出する事案があった。旧条例では区内に住所を有する時期や期間の記載がなく対象者の住所要件を明確に区内に限定する必要があることから、第 4 条の対象者に係る住所要件の文言内容を追加・修正する条例改正を行う。</p> <p><b>2 改正の内容</b> (1) 融資申請時に区内に継続して 1 年以上、住所地（法人にあっては登記上の住所地）があることを明確に記載する。 (2) 利子補給等の補助金の交付を継続して受けている事業者は、補助金交付期間中において、区内に住所地（法人にあっては登記上の住所地）があることを明確に記載する。 ※ 別紙 1 参照</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙 2 参照。</p> <p><b>4 財政への影響</b> なし。</p> <p><b>5 施行年月日</b> 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>
問題点 今後の方針	条例改正に伴い、関連する規則、要綱の規定整備を行う。引き続き、区内中小企業のため、適切な資金調達を支援していく。

## 条例改正に至った経緯等について

### 1 条例改正に至った事案

令和2年	4月	3日	創業資金（申告前）	融資決定
令和2年	8月	11日	緊急経営資金	融資決定
令和2年	10月	9日	区外転出	
令和2年	11月	7日	区内転入	
令和3年	4月	16日	緊急経営資金	融資決定
令和3年	4月下旬		金融機関からの住所変更届出により区外への一時転出が判明	

### 2 旧条例の住所要件

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）に1年以上住所を有し、又は法人の所在地があること。

### 3 主な改正内容

- (1) 融資のあっせんの利用又は融資決定後の信用保証料及び利子の補助の交付を受ける場合にあつては、申込み時又は申請時において、区の区域内（以下「区内」という。）に継続して1年以上住所を有すること（当該対象者が法人である場合にあつては、区内に継続して1年以上登記簿上の所在地があること。）。
- (2) 利子の補助の交付を受ける場合にあつては、当該融資の利子の補助の交付期間中において、区内に住所を有すること（当該対象者が法人である場合にあつては、区内に登記簿上の所在地があること。）。

### 4 当該1の事案について

条例改正前の特殊な事情案件であるため、融資継続扱いとした。

## 足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例 平成15年3月20日条例第4号</p> <p>改正</p> <p>平成17年3月25日条例第11号 平成20年10月27日条例第53号 平成26年3月28日条例第19号 平成27年3月18日条例第20号</p> <p>足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例を公布する。 足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例</p> <p>第1条～第3条（省略） （対象者）</p> <p>第4条 支援事業の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 区の区域内（以下「区内」という。）に1年以上住所を有し、又は法人の所在地があること。</p> <p>（2） 区内で引き続き1年以上同一の事業を営んでいること。</p> <p>（3） 個人にあっては特別区民税、法人にあっては法人都民税を滞納していないこと。</p>	<p>○足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例 平成15年3月20日条例第4号</p> <p>改正</p> <p>平成17年3月25日条例第11号 平成20年10月27日条例第53号 平成26年3月28日条例第19号 平成27年3月18日条例第20号 <u>令和4年 月 日条例第 号</u></p> <p>足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例を公布する。 足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例</p> <p>第1条～第3条（現行のとおり） （対象者）</p> <p>第4条 支援事業の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） <u>前条第1号又は第2号の支援事業を利用する場合にあっては、当該支援事業に係る申込み時又は申請時において、区の区域内（以下「区内」という。）に継続して1年以上住所を有すること（当該対象者が法人である場合にあっては、区内に継続して1年以上登記簿上の所在地があること。）。</u></p> <p>（2） 区内で引き続き1年以上同一の事業を営んでいること。</p> <p>（3） <u>特別区民税（当該対象者が法人である場合にあっては、法人都民税）を滞納していないこと。</u></p> <p>（4） <u>前条第2号の支援事業のうち、第11条第2号に規定する経費に係る補助金の交付を受ける場合にあっては、当該交付期間中において、区内に住所を有すること（当該対象者が法人である場合にあっては、区内に登記簿上の所在地があること。）。</u></p>

改正前	改正後
<p>(4) 前3号のほか、規則で定める要件</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新規に開業しようとする者その他規則で定める者については、前項第2号の規定は適用しない。</p> <p>第5条～第14条（省略）</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年3月25日条例第11号抄）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成20年10月27日条例第53号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。</p> <p>付 則（平成26年3月28日条例第19号）</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成27年3月18日条例第20号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(5) 前各号のほか、規則で定める要件</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新規に開業しようとする者その他規則で定める者については、前項<u>第1号及び第2号</u>の規定は適用しない。</p> <p>第5条～第14条（省略）</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年3月25日条例第11号抄）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成20年10月27日条例第53号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。</p> <p>付 則（平成26年3月28日条例第19号）</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成27年3月18日条例第20号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>付 則（令和4年 月 日条例第20号）</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>